
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 252 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 252 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 23 日開催）において、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 事務局の提案のうち、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、信用リスクの管理手法が異なる場合には、連結グループ内又は同一企業であっても統一する必要はないとの考え方に賛同する。
3. 保険会社においても同一グループ内で信用リスクの管理手法が異なる場合があると考えられる。また、貸出金と債券で所管する部署が異なる場合があるとの事務局の認識に相違なく、同一企業内においても会計方針を統一することを求めるのは困難であると考えられる。このため、信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はないとする事務局の提案に賛同する。
4. 償却原価の算定方法及び利息不計上の選択肢について、金融商品の特性に基づいて原則的な方法と選択可能な他の方法を使い分けることを説明するのは難しいと考えられるため、会社の商品管理の方法に基づいて選択するように変更することを検討いただきたい。
5. 事務局の信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はないとする提案内容には同意するものの、コメント対応案に記載するとの対応については、公開草案では必ずしも明確でないとしてコメントが寄せられたと考えられること、また有用な内容と考えられることから、結論の背景等に記載する方がよいと考える。
6. 将来的に簡素化された方法から原則的な方法に変更する場合の円滑な移行のために、当該変更が会計方針の変更又は会計上の見積りの変更のいずれに該当するかを明らかにするとともに、会計方針の変更とする場合は、遡及適用せず期首剰余金での調整を許容することを検討いただきたい。

7. 仮に簡素化された方法から原則的な方法に変更することが会計方針の変更に該当するとなった場合には、経過措置と同様に、予想信用損失の算定は見積り要素が強く事後的判断を使用しないことが困難であるため、一律に遡及適用しないとの定めを設けることにより、遡及適用の困難さが緩和されると考える。

以 上